

文 教 委 員 会 資 料

所管事務の調査（報告）
教員の処遇改善について

資料 教員の処遇改善について

令和7年10月30日
教育委員会事務局

教員の処遇改善について

1 概要

- 教員の人材確保に向けて処遇の改善を図るため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）」（以下「給特法」という。）等が改正されたことに伴い、本市においても国の改正に準じた教員の処遇改善を行うもの。

2 給特法等改正に伴う教員の処遇改善の内容

■ 教職調整額の見直し

- ・教職調整額の基準となる額を給料月額の4%から10%まで段階的に引き上げる。
- ・教職調整額の引き上げに伴い、管理職の本給を改善する。

■ 義務教育等教員特別手当の見直し

- ・義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して支給額を定めることとする。
- ・手当額を2/3に縮減（本給の1.5%相当額から1.0%へ）し、学級担任へは月額3,000円を加算する。

■ 教員特殊業務手当の見直し

- ・非常災害時等の特殊業務手当の支給要件及び支給額を見直すこととする。
- ・8時間程度業務に従事した場合に支給であったものを4時間程度業務に従事した場合に支給と変更する。
- ・負傷、疾病等に伴う緊急業務及び緊急の補導業務は、支給額を7,500円から8,000円に変更する。

■ 新たな級の創設

- ・児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができるようにする。

教員の処遇改善について

3 本市の改正内容

■ 教職調整額の見直し

- 令和 1 2 年度までに、現行の給料月額の 4 %に相当する額から、10%に相当する額に段階的に引き上げる。
- 引き上げは各年度の 1 月 1 日とする。

期間	教職調整額の率
令和 8 年 1 月 1 日から	5%
令和 9 年 1 月 1 日から	6%
令和 1 0 年 1 月 1 日から	7%
令和 1 1 年 1 月 1 日から	8%
令和 1 2 年 1 月 1 日から	9%
令和 1 3 年 1 月 1 日から	10%

- 教育公務員特例法（昭和 2 4 年法律第 1 号）第 2 5 条第 1 項による指導改善研修の被認定者は、教職調整額を支給しない。
- 管理職（校長、副校長、教頭）の本給についても、国の引き上げ額をベースに、給与の逆転が生じないように調整し、改善する。

教員の処遇改善について

義務教育等教員特別手当の見直し

- 一律支給している義務教育等教員特別手当について、職務の級及び号給に対応する手当額表の額の2/3に縮減する。
(本給の1.5%相当額から1.0%相当額に縮減)
- 学級担任には、義務教育等教員特別手当の額に、月額3,000円を加算する。
- 対象者については次のとおり

対象者

- ・小学校、中学校及び高等学校の単式・複式学級の学級担任
- ・小学校及び中学校の特別支援学級の学級担任

- 国においては「特別支援学級を対象に含めない」としているが、通常の学級と特別支援学級では学級担任として従事する業務に共通する部分が多いことなどから、本市においては対象に含める。
- 複数担任制などによる学級運営を行っている場合は、加算の対象に含める。

教員の処遇改善について

教員特殊業務手当の見直し

- 国における国庫負担金の算定基準の見直しとして、非常災害時等の支給要件、金額が変更されることに伴い、支給要件及び支給額を次のとおり見直す。

区分	見直し後	現行
非常災害時の児童生徒の保護等	4 時間以上 8,000円 <u>1 時間以上 4 時間未満 4,000円</u>	6 時間以上 7,500円 2 時間以上 6 時間未満 1,100円
児童生徒の負傷に伴う救急業務	4 時間以上 8,000円 <u>1 時間以上 4 時間未満 4,000円</u>	6 時間以上 7,000円 2 時間以上 6 時間未満 1,100円
児童生徒に対する緊急の補導業務	4 時間以上 8,000円 <u>1 時間以上 4 時間未満 4,000円</u>	6 時間以上 7,000円 2 時間以上 6 時間未満 1,100円
甚大災害時の児童生徒の保護等	4 時間以上 16,000円	(新規)

※週休日・休日及びその他の日における正規の勤務時間外に業務に従事した場合

- 市単独措置として支給していた「2 時間以上 6 時間未満1,100円」の手当については、「1 時間以上 4 時間未満4,000円」とする。
- 「甚大災害時」については、今回の見直しに併せて新たに設置する。

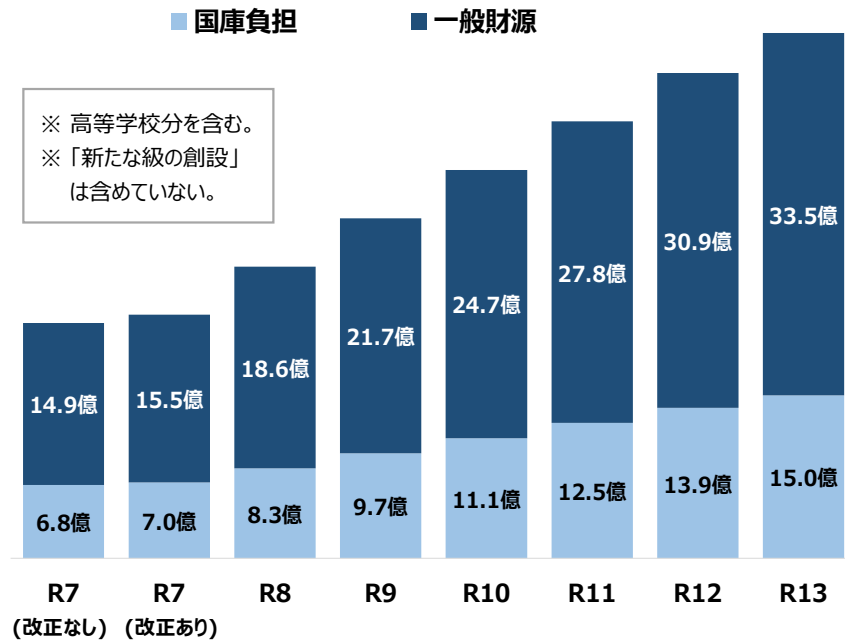
新たな級の創設

- 国において、新たな職として「主務教諭」の職を置くことができるとしているが、設置に当たっては職務内容や給料表改定等の詳細な検討が必要であることなどから、本市においては令和 8 年 4 月からの導入を見送る対応とする。

教員の処遇改善について

4 費用の試算

費用の推移（円）



一般財源の推移（円）

項目	R7 (改正なし)	R7 (改正あり)	R8	R9	R10	R11	R12	R13
教職調整額の見直し	11.7億	12.3億	15.3億	18.4億	21.5億	24.6億	27.7億	30.2億
義務教育特別手当の見直し	3.2億	3.2億	3.3億	3.3億	3.2億	3.2億	3.2億	3.2億
特殊業務手当の見直し	-	0.02億	0.02億	0.02億	0.02億	0.02億	0.02億	0.02億
合 計	14.9億	15.5億	18.6億	21.7億	24.7億	27.8億	30.9億	33.5億

R7(改正なし)からの増加額 - 0.6億 3.7億 6.8億 9.8億 12.9億 16.0億 18.6億

教員の処遇改善について

5 今後のスケジュール

10月	人事委員会勧告 教育委員会会議 文教委員会 報告
11～12月	議会定例会（条例改正に関する議案提出）
1月	改正条例施行

システム改修
(11～12月)